法政大学学術機関リポジトリ
HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2025-05-09

日本との平和条約に関するロシアの立場 : 国際法的側面

KRAVTSEVICH, Andrey / クラフツェビチ, アンドレイ

(出版者 / Publisher)
法学志林協会
(雑誌名 / Journal or Publication Title)
Review of law and political sciences / 法学志林
(巻 / Volume)
109
(号 / Number)
2
(開始ページ / Start Page)
1
(終了ページ / End Page)
25
(発行年 / Year)
2011-10-14
(URL)
https://doi.org/10.15002/00007684

Hosei University Repository

日本との平和条約に関するロシアの立場
——国際法的側面——

アンドレイ・クラフツェビチ

戦後，ロシアと日本の間で未解決のままとなっている平和条約締結問題は，領土問題という一点に帰着する。それは領土問題である。周知のように，ロシアは（少なくともごく最近まで），ソ連と日本が署名した1956年のソ日共同宣言に基づき，共同宣言で規定されている平和条約締結後に色丹と歯舞を日本に引き渡すとしている。これは日本側にとって満足のいくものとなってはいない。日本は，国後と択捉の引渡しも要求しているからである。

本稿執筆の直接の要因となったのは，ロ日領土問題の本質に関する論争のなかに，ロシア側の当惑するような言論が散見されるからである。

平和条約締結に関するロ日対話のなかで，「法と正義」という2つの原則の適用を主導したエリツィン大統領とは異なり，プーチン大統領とメドベージェフ大統領は「法」というひとつの原則に明らかに重心をシフトした。法律家でもある彼らは二つの原則「法と正義」の同時適用が全くなじまないことに早くから気づいていたように思われる。なぜなら，この二つの原則は矛盾しあい，排他的でさえあるからである。

何よりもまず，「法」（国際法）の観点には「正義」という概念は存在しない。「悪」や「善」と同様に「正義」は，法的カテゴリーではなく道徳的カテゴリーである。

しかし，ロ日平和条約に法的には相容れない「正義」を適用する場合，日本は，全クリル列島の引渡しを要求することができる。というのも日本は，1885年と1875年の平和的状況下で締結した条約により，クリル列島全島に対する

Hosei University Repository

領有権と権限を獲得したからである。カイロ宣言とそれを確認したポツダム宣言（ソ連は署名国）には「日本国ハ又暴力及貪欲ニ依リ日本国ガ略取シタル他ノ一切ノ地域ヨリ駆逐セラルベシ」[(1)]と定められている。これによるとクリル列島がここに記されている地域のカテゴリーには含まれていないことは明確である。

一方，この問題を「法」の原則に基づいて議論する場合，それが非常に複雑なテーマであることは確かなことである。本稿は，ロ日の領土問題の歴史的背景と論拠を明確にすることを目的としている。

過去数年間，ロシア大統領の側近，外務省幹部や議員は，当該の領土に関し「法的に問題がない」と主張している[(2)]。したがって，A. ネステレンコ外務省幹部はロシア大統領メドベージェフの国後島訪問に関連して，「前記の島々は，第二次世界大戦の結果により国際法に基づき，かつ国際連合憲章で承認されたロシアの領土であることを指摘する必要があると考える」（下線—A. K.）と公式に声明した。

まったく同じ言葉は最近の日米「2+2」安保諮問会談に関するロシア外務省の2011年6月23日付コメントで使われた：「国連憲章に定着された第二次世界大戦の結果に応じて合法的ロシア領土である南クリル列島に対するロシア主権をいずれにせよ疑問視する事情は完全に不適切と見なしている[(3)]」（下線—A. K.）。

外務省アジア太平洋副局長ラチポフは，ロシアの公式的立場を次のように解説した。「日本との国境画定問題に関するロシア側の立場は，南クリル列島の領有権は**連合国の合意**（1945年2月11日のヤルタ協定と1945年7月26日のポツダム宣言）に基づき第二次世界大戦の結果としてわが国に合法的に移譲されたというものである。

この見解によると，これらの島々は日本側が主張している「争いの領土」ではないがゆえに，現状の国境線は二国間協定の結果として確定すべきだと考えられる。

1956年のソ日共同宣言において，ロシア側の善意のしるしとして色丹・歯

Hosei University Repository

舞諸島「引渡し」の仮説的可能性にはあらかじめ条件（まず最初に平和条約を締結し，その後二つの島の運命を議論する（Sic!））がついていた。この条件は平和条約を議論する際に同宣言の文言と精神に応じない日本側の態度によって実現されないままになってる。

原則的にソ連が署名し批准している条約の承認は，条約締結国の一方が条約を反故にしている場合，別の一方が全てにおいていかなる義務をも遂行する必要がないことを意味しない。

現在，ロシアと日本は平和条約と南クリル列島の所属に関して対峙した立場を維持している。原則として平和条約締結への道は，ロシア極東の隣国である日本との二国間関係の包括的な発展を基にした，創造的パートナーシップという新たな関係の創設にあることを強調したい。相互協力のための強固な基盤の構築によって，将来的に，平和条約の締結と国境問題解決に向かうことができるはずであり，二国間レベルでも国際舞台においてもいかなる現実的課題をも共に解決するための可能性が生まれる。

ただしこの場合，ロシア外務省は，ロシアの国益を満たす解決策でなければならず，さらに当然のことながらロシア議会と世論に受け入れられるものでなければならないと考えている[(4)]」（下線—A. K.）。

ロシア最高指導部と政界は，国際法上，領土紛争に関する全「切り札」は自分たちの手中にあり，クリル列島に対するロシアの主権が国際法上の適切な手続きを持っていることに疑う余地がないと確信しているように思われる。

それは，ウランバートルでの記者会見におけるプーチン首相の発言に明確に現れている。「そのようなレベルの緊張した問題は，敵対する両国間あるいはお互いに好意を持っていない国の間で正常かつ文明的に解決することは不可能である。このような複雑かつ世論に敏感な問題は，友好国間に限って文明的方法で解決できる。これは政治的問題である」。さらに「この問題の法的側面としては，サンフランシスコ講和条約がある。合意がある。我々の法的立場は，鉄筋コンクリートのように揺るがない[(5)]」（下線—A. K.）。

けれどもここでも避けられない問題が浮上している。引用された国際法上の

Hosei University Repository

文書は決して一義的ではなく，日本側とアメリカ側でも全く異なる意味で解釈されているからである。

この問題を検討するためには，広くロシアのマス・メディアに知られている歴史学者であり政治学者でもある元ロシア下院外務委員会の副委員長N.A.ナロチニツカヤ博士の論拠をとりあげることが適切と思われる。[(6)] というのは，彼女の論拠は，意識するしないにかかわらずロシアの政治家や役人が頻繁に引用しており，ロシアの多数のエリート層の意識に影響を与えているからである。

一般的にナロチニツカヤ氏の歴史的，法学的研究は，間違いなく個別の批判的分析が必要であり，いずれ行われるだろうと考えられる。ここでは，彼女の方法論的手法を明確に表している基本的な論拠の分析にとどめたい。[(7)]

第1の論拠は，「完全かつ無条件降伏は，国際関係の主体の終焉，当該国の解体，平和と戦後体制を決定しうる戦勝国に移管される主権と全権限の喪失を意味する。当該国の主体に代わり，主体の法的継承権を持ちうる国際法上の新たな主体が現れる」。

まず第1に，日本の降伏に関して「完全な」という文言は一つの文書の中にはみあたらない（ドイツの場合も同様である。ドイツの降伏は純粋な意味で軍の降伏であり，正式には「ドイツ軍の降伏」であり，軍事的側面以外の何者でもない）。

第2に，日本の降伏は無条件降伏そのものであったが，ナロチニツカヤ氏の意味する無条件降伏ではない。日本の降伏は軍事面での無条件降伏であり，政治的に日本はポツダム宣言の条件下で降伏した。同宣言の第5条には次のように述べられている。「吾等ノ条件ハ左ノ如シ。吾等ハ右条件ヨリ離脱スルコトナカルベシ右ニ代ル条件存在セズ吾等ハ遅延ヲ認ムルヲ得ズ」[(8)]（下線—A. K.）。

1945年9月2日の降伏文書にも述べられている。「1. 下名ハ茲ニ合衆国，中華民国及「グレート，ブリテン」国ノ政府ノ首班ガ千九百四十五年七月二十六日「ポツダム」ニ於イテ発シ後ニ「ソヴィエト」社会主義共和国聯邦ガ参加シタル宣言ノ条項ヲ日本国天皇，日本国政府及日本帝国大本営ノ命二依リ且之ニ代リ受諾ス右四国ハ以下之ヲ聯合国ト称ス。（後略）6. 下名ハ茲ニ「ポツダ

Hosei University Repository

ム」宣言ノ条項ヲ誠実ニ履行スルコト並ニ右宣言ヲ実施スル為聯合国最高司令官又ハ其ノ他特定ノ聯合国代表者ガ要求スルコトアルベキ一切ノ命令ヲ発シ且斯ル一切ノ措置ヲ執ルコトヲ天皇，日本国政府及其ノ後継者ノ為ニ約ス[(9)]」（下線—A. K.)。ここでの無条件降伏とは，日本が宣言に示された以外の追加条件の提出権を有しないことを意味する。

第3に，日本の降伏時に，主権の喪失に関するいかなる文言はなく，主権の制限に関する文言があるだけである。ポツダム宣言の第8条では次のように述べている。「『カイロ』宣言ノ条項ハ履行セラルベク又日本国ノ主権ハ本州，北海道，九州及四国並ニ吾等ノ決定スル諸小島ニ局限セラルベシ[(10)]」（下線—A. K.)。

第4に，宣言には国家の解体，全権限の喪失，戦勝国の独占的権利に対する記述はない。逆に，第10条には次のように明確に述べられている。「日本国政府ハ日本国国民ノ間ニ於ケル民主主義的傾向ノ復活強化ニ対スル一切ノ障礙ヲ除去スベシ言論，宗教及思想ノ自由並ニ基本的人権ノ尊重ハ確立セラルベシ」。ただし，「降伏文書」の第8条では「天皇及日本国政府ノ国家統治ノ権限ハ本降伏条項ヲ実施スル為適当ト認ムル措置ヲ執ル聯合国最高司令官ノ制限ノ下ニ置カルルモノトス[(11)]」（下線—A. K.）と確認している。

国際関係史の専門家としてナロチニツカヤ氏は，ドイツとは異なり日本における占領体制は，当初から直接ではなく間接的（日本政府を介して）に行われていたことを知る必要がある。

最後，第5に，日本の権利・義務継承問題も一義的ではない。というのは，様々な戦前の国際条約に関してはそれが限定されてなかったからである。したがって，「国際法上の新たなる主体」に関して幾度も引用されている全ての論調は日本に対しては何の根拠もないし，厳しく言えばナロチニツカヤ氏の創作に過ぎない。

第2の論拠，「クリル列島問題に対する現在のアプローチの基礎となるべき唯一の法的拘束力を有する国際法上の文書は連合国のヤルタ，ポツダムでの決議と1951年にアメリカ合衆国を始めとする51カ国が調印した対日本サンフラ

Hosei University Repository

ンシスコ平和条約である。(中略) ヤルタ会談の決議に従って全クリル列島とサハリン島は『永遠に』ソ連に返還された。後にソ連が参席した，米国，英国，中国によるポツダム宣言もこの決定を確認している。『完全かつ無条件降伏した後，日本の主権は本州，北海道，九州，四国と連合国の決定する諸小島に局限せられるべし』。

これらの資料に基づいて在日米軍のGHQは，1946年1月29日付で色丹と歯舞を含む全クリル列島は日本の管轄権から排除されるという条項を含む指令第677号を出した」。

第1に，国際法上の文書のリストから1956年のソ日共同宣言が独断的に排除されている。

第2に，サンフランシスコ平和条約を調印したのは49カ国だけだった（講和会議の参加国52カ国のうちソ連の他，チェコとポーランドも同条約に調印しなかった)。

第3に，ヤルタ協定に応じてソ連に返還されたのはサハリン南部だけであり，クリル列島はソ連に引渡されたもので，返還と引渡しは全く異なる法律用語である。ヤルタ協定には「完全かつ無条件降伏した後」，クリル列島「全島」と「永遠に」という文言は存在しない。これは非常に重要である。というのは，**その時代の全文書（ヤルタ協定，ポツダム宣言，サンフランシスコ平和条約，占領当局の指令）にはクリル列島の地理的範囲の明確な教示がないからである。**

第4に，ポツダム宣言は，直接または間接的に日本に関するヤルタ協定を確認しなかっただけでなく，それに言及していなかった。

1945年のヤルタ協定には，対日本戦の勝利後にソ連にクリル列島を引渡すという連合国の合意が実際に記録されているが，日本はヤルタ協定に従う義務はないと認識している。それはa) 日本がヤルタ会談に参加しなかったこと，b) 1945年のポツダム宣言受諾時にヤルタ協定が公開されておらず，それについては何も知らなかったからである。

九五

ヤルタ協定の有効性と義務に関するロシアの立場を確認する論拠として，国連憲章第107条がある。たとえば，2011年2月24日，クリル列島の南部諸島

Hosei University Repository

のロシア領有権・権原を疑念する日本の官房長官と外務大臣の言明に対するロシア外務省は以下の声明を発表した。「ロシア連邦が指定された領域に対し，総ての必要な権原・権利を所有しているため，我々の主権に対し一点の疑いの余地はないことを想起すべきである。（中略）クリル列島南部諸島に対するロシアの主権は国際法的に1945年2月11日付3つの大国のヤルタ協定，1945年7月26日付ポツダム宣言，1951年9月8日付サンフランシスコ平和条約で定着させた第二次世界大戦の結果を根拠とする。原則的に重要なことはこの結果が国連憲章第107条によって適法なものと認められている[12]」（下線—A. K.）。

国連憲章第107条には「この憲章のいかなる規定も，第二次世界大戦中にこの憲章の署名国の敵であった国に関する行動でその行動について責任を有する政府がこの戦争の結果としてとりまたは許可したものを無効にし，又は排除するものではない[13]」と定められている。

ヤルタ会談の当事者三人がヤルタ協定の内容を同じく解釈したならば，何ら問題も生じなかった。しかし，ヤルタ協定の参加国としての米国および英国は，協定をクリル列島に対する法的権限をソ連にゆだねた直接効力を有する法的行為として認めていた証拠は全く存在しないのである。

ヤルタ会談の米国側の交渉メンバーである米大統領の顧問，その後米国国務長官となったJ. F. バーンズは，ヤルタ会談の最も正確な記録と考えられている回顧録の中で，ルーズベルト大統領は全譲渡に関しては，和平会議でのみ可能であるとスターリンに何度も繰り返したと記している[14]。

また周知のように，1946年にクリル列島とサハリン南部をソ連側に一方的に組入れたことは米国および英国の抗議を引き起こした。このことはソ連によるこれらの地域の領有権が，米英両国の承認を得ていなかったことを意味している。

米国はヤルタ協定を拘束力のある国際条約ではなく，連合国の意思に関する意図のプロトコルのような議定書とみなしていた。それは1945年8月27日付スターリン宛のトルーマン大統領の電報にも記されている。

「私はクリル列島，日本の領土に関する話をしていた。領土問題は，和平処

Hosei University Repository

理時に解決されなければならない。（中略）私の前任者が，和平処理時にこれらの島々のソ連側による併合に同意したことを私は知っている[15]」（下線—A. K.）。

米国はヤルタ協定の解釈を，日本外務省宛の米国国務省の覚書でより明確に述べており，それを，ナロチニツカヤ氏が引用している。

米国は「いわゆるヤルタ協定を領土の引渡し問題に関する法的帰結または参加国の最終的な解決策としてではなく，当時の参加国の首脳による共通の目標の説明として見ている」。

また，ヤルタ協定の中で日本と極東に関する問題は，全体として非常にわずかな部分でしかなかったことを歴史家は認識すべきである。

ヤルタ会談の主要議題は，ヨーロッパの戦後処理，すなわちドイツの戦後の国境画定であった。そのためにヨーロッパ解放に関する宣言が採択された。殊にポーランドはドイツ領を犠牲にして「北部と西部で領土の大幅な拡張を得るべき」であるが，「東プロイセン全体がポーランドに引渡されるべきではない。メメルとケーニヒスベルクの港を含むこの州の北部はソ連に割譲される必要がある」ことで合意した。しかし，これらの合意は最終的な解決とは考えられていない。

さらに，ポツダム会談のドイツの戦後の国境線画定は原則的なものであり，最終的なものではなかった。

とりわけ，会談の最終文書でポーランドに関しては，「ポーランドの西部国境線の最終的な決定は，講和会議まで延期される必要がある」という認識も，米大統領と英国首相が「来るべき和平処理の際，会談のこの提案を支持する」という指摘も，この問題が今後のさらなる議論に付されることを証明している[16]（下線—A. K.）。

戦後のヨーロッパにおける領土変更の法的合意形成は，国境の不可侵という原則を承認したヘルシンキの全欧安全保障協力会議参加者の合意によって1975年にようやく確定したのである。

また，歴史国際法の専門家であるナロチニツカヤ氏は，戦後の国境の不可侵

Hosei University Repository

という原則が国際法的にヨーロッパだけのために確認，法令化されていることを認識する必要がある。

したがって，「第二次世界大戦の結果の確固不動という原則は，依然として基本的な重要性を保持する戦後の国際関係全体の基礎である」と主張することはただ希望を現実にすりかえていることに他ならない。

ナロチニツカヤ氏は，意図的かどうかわからないが国際法的に全く異なる論理を混同している。「ヤルタ協定の当事者ではないことを理由に同協定に拘束されなくてもよいという日本の立場は論理的ではない。現在の戦勝国の領土に関する決定に反論する現在の日本の権利を認める場合は，カイテル元帥の同意を求めない戦勝国が記したオーデル・ナイセ線は将来的に疑問視される可能性を持つ」。

あるいは「クリル列島のいわゆる返還は，ロシアの戦略的かつ経済的立場の急激な弱体化に加えてヨーロッパの領土の現状にとって非常に重要な先例になるだろう」という論拠は明確なる事実のすりかえである。というのは，全く別な国際法的状況を混同しているからである。

ここで思い出す必要がある。それは，2009年11月にシンガポールでメドベージェフ大統領が第二次世界大戦の結果を修正することは許しがたいという命題を提起した時，彼が直接日本に関連して注目すべき留保条件をつけたことである。「論争中の問題が存在し，その幾つかは未解決である。それに関しては困難な交渉が行われている[17]」。この発言は論争中の領土問題の存在を認めていることに他ならない。

本論のテーマに戻って結論づけると，ポツダム宣言にも，1945年のポツダム会議の他の文書でも，日本に関するヤルタ協定の記述は一つもない。従って「ヤルタ会談とポツダム会談の全決議は関連決議である」という主張には根拠がない。というのは，もし連合国がこれらの合意を日本にとって強制力のあるものだとするならば，そのように明言していたはずである。けれどもないものはないのである。

D. F. ダレスはサンフランシスコ講和会議では曖昧に解釈できないように作

Hosei University Repository

成した。「ポツダムの降伏条件は，日本と連合国全体が履行する講和条件の唯一の定義である。連合国政府間には個別の合意があったが，日本も他の連合国もその合意にはかかわりがない[18]」（下線—A. K.）。

第5に，ポツダム宣言の第8項は以下のように表現されている。

「「カイロ」宣言の条項は履行せられるべく又日本国の主権は本州，北海道，九州及四国竝に吾等の決定する諸小島に局限せられるべし[19]」。つまり「完全かつ無条件降伏後に」という文言はない。「吾等の決定する諸小島」という文言は日本の国際法上の権利主体能力や戦後処理条件を議論する権利を喪失することを証明していない。限定的ではあるが主権の存在は，国際法上の権利主体能力であり，多くの様々な文書で明らかなように，日本政府は米国および他の国々と和平条件を長い間，詳細に議論していた。

第6に，ナロチニツカヤ氏が引用する1946年1月29日付の連合軍最高司令部訓令（SCAPIN）第677号の第1項には「日本国外の総ての地域に対し，又その地域にある政府役人，雇傭員その他総ての者に対して，政治上又は行政上の権力を行使すること，及，行使しようと企てることは総て停止するよう日本帝国政府に指令する」。そして第3項に「日本の範囲から除かれる地域として（中略）（c）千島列島，歯舞諸島（水晶，勇留，秋勇留，志発，多楽島を含む），色丹島」と規定されている。

ここで注目すべきは，まず「クリル（千島）列島」の概念は定義されていないことであり，次に**歯舞諸島と色丹島はクリル列島からは除かれている**ことである。最も重要なことは，ナロチニツカヤ氏は何かの理由で訓令の第6項を省略していることである。しかし，第6項では「この訓令の中の条項は何れも，ポツダム宣言の第8条にある小島嶼の最終的決定に関する連合国側の政策を示すものと解釈してはならない[20]」と明確に記されている。

つまり「日本と米国は1950年代半ばに，歯舞諸島と色丹島がクリル列島ではなく北海道島に属するかのような新たな論証を考案した」というナロチニツカヤ氏の主張は事実とは一致しない。アメリカは占領当初からクリル列島からこの島々を分離していたのである。

Hosei University Repository

第7として，ヤルタ協定を放棄したことで米国を批判する場合，ソ連も脛に傷を持つ身であることを留意すべきである。

ソ連は日本との和平処理以前，欧州でもアジアにおいても少なくとも2つの点でヤルタ協定に違反していた。ポーランドや中国に対してはヤルタ会談の決議を遵守していなかった。(21)

次に，プーチン首相が指摘していたように，領土問題に関するロシアの立場の国際法的基盤である1951年のサンフランシスコ講和条約を論じたい。この条約の第2条（c）では「日本国は，千島列島並びに日本国が千九百五年九月五日のポーツマス条約の結果として主権を獲得した樺太の一部及びこれに近接する諸島に対するすべての権利，権原及び請求権を放棄する(22)」と明言している。しかし，ソ連はサンフランシスコ講和条約に署名しなかったため，ロシアはこの規定をどの程度まで使用することができるのかを理解する必要がある。

同条約は興味深い第8条（a）を含んでいる。その条文には「日本国は，連合国が千九百三十九年九月一日に開始された戦争状態を終了するために現に締結し又は今後締結するすべての条約及び連合国が平和の回復のため又はこれに関連して行う他の取極めの完全な効力を承認する。日本国は，また，従前の国際連盟及び常設国際司法裁判所を終止するために行われた取極めを受諾する(23)」としている。

ロシアで同条文はヤルタ宣言の間接的な確認と解釈されることがある。（実際，最初の原文にはこの条文が特にその目的として考慮されていた。）けれども条約の最終訂版によるとこのような解釈は法的には全く正確ではない。なぜなら，講和条約の第25条は一義的であり，その効力の対象を無条件に定義しているからである。「この条約の適用上，連合国とは，日本国と戦争していた国又は以前に第二十三条に列記する国の領域の一部をなしていたものをいう。但し，各場合に当該国がこの条約に署名し且つこれを批准したことを条件とする。（中略）この条約は，ここに定義された連合国の一国でないいずれの国に対しても，いかなる権利，権原又は利益も与えるものではない。また，日本国のいかなる権利，権原及び利益も，この条約のいかなる規定によっても前記の

九〇

Hosei University Repository

とおり定義された連合国の一国でない国のために減損され，又は害されるものとみなしてはならない[24]」（下線—A. K.）。

また，米上院は，サンフランシスコ平和条約の批准承認時に，特約条項を含む決議案を採択した。「条約条件は1941年12月7日の時点で日本に属した領土に関してこの領土の日本の権原と領有権に損害を与えるソ連に対するいかなる権利，または請求権を承認することを意味しない。同じくヤルタ協定に含まれている日本に関するいかなるソ連に有利な規定の承認を意味しない[25]」。

明らかに，ソ連や継承国としてのロシアもサンフランシスコ条約で定義されている「連合国」ではないため，この条約上の日本の義務に訴える可能性は非常に限定されている。

対日平和条約ではもう一つきわめて重要な第26条がある。「日本国は，（中略）日本国に対して戦争状態にある国又は，（中略）この条約の署名国でないものと，この条約に定めるところと同一の又は実質的に同一の条件で二国間の平和条約を締結する用意を有すべきものとする。但し，この日本国の義務は，この条約の効力発生の後三年で満了する。日本国が，いずれかの国との間で，この条約で定めるところよりも大きな利益をその国に与える和平処理又は戦争請求権処理を行ったときは，これと同一の利益は，この条約の当事国にも及ぼされなければならない[26]」（下線—A. K.）。

日本学の研究者間では，同条文は法律的「わな」であり，日本がサンフランシスコ平和条約第2条に従って放棄した領土確定を含む和平処理の可能性そのものを凍結するという見解が一般的通念となっている。この問題に関する発言は多く，よく知られたものである[27]。

これらの懸念は誇張されているように思われる。解決方法は少なくとも二つある。ただ，このこと関しては後述したい。

先に他の二つの日露関係の歴史的文書，すなわち1956年9月19日付のソ日共同宣言と1960年1月27日付の日本政府宛のソ連政府の覚書を分析する必要がある。

八九

まず，共同宣言の第1条は，「日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との

Hosei University Repository

間の戦争状態は，この宣言が効力を生ずる日に終了し，両国の間に平和及び友好善隣関係が回復される[28]」と宣言している。ゆえに日ロ両国がまだ戦争状態にあるというロシアと外国のメディアの主張にはいかなる根拠も見出すことはできない。

ほとんど総ての論文でナロチニツカヤ氏は呪文のように繰り返している。「宣言は，意図のプロトコルであり，条約とは異なる。すなわち，宣言はclausula『rebus sic distantibus』（以前の事情がそのままになるまで）」という特約条項に基づいて採択され，調印した両国が声明したことに対し絶対的に従う義務を負わせない。特に30年以上経った後は。（中略）フルシチョフは，このような（二島の引渡し）可能性は，米国との軍事戦略的なパートナーシップから日本を離脱させることが出来るだろうと考えていた」。共同宣言の「全ての項目は実際には意図のプロトコルであり，その項目の実施は特定の条件に依存している。特に二島引渡しに関する第9条は『rebus sic stantibus』（以前の事情がそのままになるまで）の原則に基づいて他の全項目と調整されている」。「数年後，日本の領土に米軍が無期限に駐留する軍事協定を結んで，米国と日本は完全に環境を変えた」。「共同宣言第9条は，他の分野で特定の義務を課した意図のプロトコルである」（下線—A. K.）。

第1に，歴史学博士であるナロチニツカヤ氏はローマ法の規定をまず考慮すべきである。結局のところ，それらは思考において矛盾するからである。

「rebus sic stantibus」は，ラテン語の原義が「もし事情がこのまま存続するならばという約款」である。民法ですべての契約は，暗黙の前提として，このような約款を含んでいると考えられるため，契約が締結されたときの社会的事情に重大な変更があれば，契約はその拘束力を失うことを意味する[29]。

ロシアの外交辞典の国際法的定義では，「rebus sic stantibus」は「事情の不変性という特約条項」である。この特約条項は条約当事者に条約の締結と効力に条件を付した状況に重大な変更がある場合は，それは条約を一方的に解消する根拠となる。ただし，民法とは異なり，国際法ではこの特約条項は「国家間の条約実例で適用する規範ではなく，特に例外時に用いられる稀有な修正で

八八

Hosei University Repository

ある[30]」。

他方，『rebus sic distantibus』は逆の意味も持つが，法学ではそのような概念は存在しない。

第2に，国際法の専門家としてナロチニツカヤ氏は意図のプロトコルは批准に付されないが，共同宣言の第10条は「この共同宣言は，批准されなければならない。この共同宣言は，批准書の交換の日に効力を生ずる。批准書の交換は，できる限りすみやかに東京で行われなければならない[31]」と指摘していることを知る必要がある。

共同宣言は両国議会によって1956年12月8日に批准され，批准書交換は1956年12月12日に東京で行われ，国連憲章に基づいて国連に寄託した。従って，**宣言は**ソ連の継承国であるロシア同様，**両国に義務付られる国際条約のステータスを持っている。**

言い換えれば，ナロチニツカヤ氏（残念だが彼女だけではない）が解説するようにロシアは共同宣言の文言と精神に「厳密に従う義務はない」と論ずる根拠は全くない。

一方，国際法によれば批准に付されないロ日関係に関する様々な宣言，声明等は意図のプロトコルにすぎないため，厳密に従う義務はない。すなわち，1991年4月18日付，日ソ共同声明（署名者：海部俊樹，M・ゴルバチョフ），1993年10月13日付，ロ日関係に関する東京宣言（署名者：細川護熙，B. N. エリツィン），1998年11月13日付，日本国とロシア連邦の間の創造的パートナーシップ構築●に関するモスクワ宣言（署名者：小渕恵三，B. N. エリツィン），2000年9月5日付，平和条約問題に関する●日本国総理大臣及びロシア連邦大統領の声明（署名者：森　喜朗，V. V. プーチン），2001年3月25日付，平和条約問題に関する交渉の今後の継続に関する日本国総理大臣及びロシア連邦大統領のイルクーツク声明（署名者：森　喜朗，V. V. プーチン），2003年1月10日付，日露行動計画の採択に関する日本国総理大臣●及びロシア連邦大統領の共同声明（署名者：小泉純一郎，V. V. プーチン）等のすべては事実上意図のプロトコルに他ならない。

Hosei University Repository

第3に，第二世代の歴史家は歴史的現実をより正確に知るべきである。日米軍事協定は存在しなかったし，存在しない。1960年1月19日から日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約は存続している。同条約は，本質的に1951年にサンフランシスコ平和条約と同時に署名された日本国とアメリカ合衆国間の安全保障条約の改定条約である。

換言すれば，何の根本的な状況変化も起こらなかった。ゆえにフルシチョフの消息筋を過小評価することも，当時の判断力のせいにすることも価しない。

第4に，1960年12月日米条約には「日本領土に米軍の無期限の滞在を確立する」という記述もなかった。明らかに日本の主権を制限（米軍の日本に対する内政干渉）する，特定の期間を提供していなかった1951年条約とは異なり，逆に，日本側の視点から見ればより平等な新しい条約に変わり，有効期限は10年と確立され，各当事者は，廃棄通告または更新する権利を有するとしている。

第5に，疑い深い読者でさえ，条約のなかに「別のところで特定の義務や条件をつけた」という箇所を見つけることが不可能である。なぜなら，そのような義務と条件は存在しないからである。

そして第6に，ソ日共同宣言はその時点で日本が平和条約の締結を希求しなかったか，またはできなかったので宣言と名づけられた。当初は協議が「アデナウアー式」（領土問題を棚上げして，捕虜の問題，国連への日本加盟に対するソ連の拒否権の撤回を解決するための外交関係の回復）に基づいて計画されていた。(32)

そして最後に，「フルシチョフの覚書」である。1960年1月27日の日米安保条約締結に際し，ソ連政府の日本政府に対する覚書で「この条約が事実上日本の独立を失わしめ，日本の降伏の結果，日本に駐屯している外国軍隊が日本領土に駐屯を続けることに関連して，歯舞及び色丹諸島を日本に引き渡すというソ連政府の約束の実現を不可能とする新しい事態がつくり出されている．（中略）ソ連政府は，日本政府によって調印せられた新条約がソ連と中華人民共和国に向けられたものであることを考慮し，これらの諸島を日本に引渡すこ

八六

Hosei University Repository

とによって外国軍隊によって使用せられる領土が拡大せられるがごときことを促進することはできない。よって，ソ連政府は，日本領土からの全外国軍隊の撤退及びソ日間平和条約の調印を条件としてのみ，歯舞及び色丹が1956年10月19日付，ソ日共同宣言によって規定されたとおり，日本に引き渡されるだろうということを声明することを必要と考える[33]」（下線—A. K.）。

ロシアと外国（特に日本）の研究者やジャーナリストによって，この覚書は共同宣言の第9条による義務に対するロシアの一方的拒否として解釈されている。しかし，これはいくつかの理由によって真実ではない。

第1に，国際法では，相手国の同意なしに国際条約の一部だけを変更または放棄することは許可されていない。ただ，条約全体を完全に放棄することによってのみ一方的に二国間条約から脱退することは可能である。しかし，相手国が同意するまでは，一方の手続だけで変更することは出来ない。

この国際法的ニュアンスは，日本政府が1960年2月5日のソ連側に向けての覚書が正当に指摘している。「この共同宣言は，日ソ両国関係の基本を律する国際取決めであり，両国それぞれの最高機関によって批准された正式の国際文書である。この厳粛な国際約束の内容を一方的に変更しえないことはここに論ずるまでもない。さらにまた日ソ共同宣言が調印された際，すでに無期限に有効な現行安全保障条約が存在し，日本国に外国軍隊が駐留しており，同宣言はこれを前提とした上で締結されたものである。この事実からしても，日ソ共同宣言における合意がいささかの影響をも受ける事由は存しない[34]」（下線—A. K.）。

第2に，ソ連政府の1960年1月27日付，覚書は執行・行政権力の公文書である。1956年の共同宣言は両国の議会によって，殊にソ連の最高ソヴィエト（議会）によって批准された。国際法の定義上でもソ連の憲法に応じても立法権は執行権に対し優先される。従って，国際法・ソ連国内法の上で最高ソヴィエトにより批准された国際条約に関しソ連政府は変更または破棄する権限がないのである。

さらにはロシアの日本研究者であるK. サルキソフ教授の公正な結論に従い

Hosei University Repository

覚書を解釈する際，それは国際条約上の公約の否定としてではなく，この公約実施に関する追加条件についての通告書として見なすことが最も合理的なアプローチといえる。

この通告書はある種，「意図のプロトコル」の性格を持つとも言える。即ち，色丹島と歯舞諸島は平和条約の締結後のみ引渡されるべきであり，平和条約の未締結下でソ連はこの覚書によって来るべき平和条約交渉で1956年の共同宣言第9条に伴う公約の実施行為へのソ連側からの追加条件提起のための通告書なのである。

注目すべきこと，当初日本側はそのような意味でソ連の覚書を解釈したが帰結が正しくはなかった：「日本国政府は，領土問題について共同宣言の規定に新しい条件を付し，これによって宣言の内容を変更せんとするソ連の態度はこれを承認することができない[35]」。ソ連は「宣言の内容を変更せんとする」ことはなかった。来るべき平和解決の新しい条件を提起しただけである。共同宣言では色丹島と歯舞諸島を**平和条約の締結後のみ引き渡す公約に関する方法，期限，手続き等が何も規定されていない**ためこのソ連側の行為は全く合法的なのである.

「フルシチョフの覚書」は，共同宣言とは異なり，実際には，平和条約締結のための一つの追加の条件を提起する意図のプロトコルであったがゆえに，ロシアはこの「覚書」に決して拘束されていないし，この条件を削除したり，逆に，新たな別の条件を提起することも自由である。

日ロ関係の行詰りのなかで可能性のある出口を検索したい。

その一つの出口は，サンフランシスコ平和条約の第22条にある。この条文は「条約の解釈又は実施に関する紛争が生じたと認めるときは，紛争は，いずれかの紛争当事国の要請により，国際司法裁判所に決定のため付託しなければならない[36]」と規定している。この条約には「連合国（the Allied Powers)」ではなく「この条約のいずれかの当事国（any Party to the present Treaty)）の間の紛争と書かれている。ソ連はこの条約には調印していないが講和会議に参加し，条約の当事国であった。従って，ソ連の承継国であるロシアは国際司

八四

Hosei University Repository

法裁判所へ提訴する権利を有する。それ以上，この紛争解決の方法には国連憲章の第36条もある。

この問題を国際法的にきわめて周到にアプローチするにしたとしても国際司法裁判所への提訴は十分に可能である．ただし，提訴は慎重におこなわなければならない。国際司法裁判所は南クリル諸島／北方領土の所属という政治的課題を審議する必然性はない。国際司法裁判所は一つだけの容易な「技術的」問題を解決しなければならない。即ち，「クリル列島」という概念を地理学的に定義することである。この定義が定まればサンフランシスコ平和条約の文言どおり「クリル列島」以外の全ての領土は日本の領土になるが，「クリル列島」はロシア領のままになる．このことに依拠すると領土条項を含まないロ日平和条約を締結することができる。

このような解決方法によってもロシアはクリル列島と南部サハリン島に関する国際法的権利，権限または主権を獲得することは恐らく無理かもしれない。けれども，この国際法的権利，権原又は主権なしでも維持することは可能である。国際法上の法的効力なしに65年間以上に渡って維持してきたのである。日本以外いかなる国もこの領土を請求する意図を示さなかった。そして最後には請求者も離脱することになる。

別の出口は日本との交渉でロシア側が自己の論拠を変更することである。サンフランシスコ平和条約に従って日本国は，千島列島並びに樺太の南部及びこれに近接する諸島に対する「すべての権利，権原及び請求権を放棄」した。この放棄は絶対的性格をもち，金輪際どんな状況下にあっても異論を唱えることは不可能である。

日本の公式的な立場は，「北方領土」という概念に統合されるクリル列島の南部諸島（国後島や択捉島）と小クリル列島（色丹島や歯舞諸島）は，クリル列島という概念に含まれていないことに集約される。最近までこの立場の最も重要な論拠となっていたのは1855年の下田条約（日本国魯西亜国通好条約）と1875年のサンクトペテルブルク条約（樺太千島交換条約）の文書であった。けれども，日本人研究者である村山七郎氏と和田春樹氏が，前述の条約にオラ

Hosei University Repository

ンダ語とフランス語からの日本語訳のなかで誤訳の存在を指摘した後は，日本側は事実上これらの論拠を諦めた。

その代わりにクリル列島の地理学的と政治的概念の違いに関する論拠を提起するようになった。この論拠に基づいて，クリル列島を「全体として抽象的に」放棄した日本は現況の島々を決して放棄しないことを確認したのである。

しかし，この論拠に異議を挟む幾つかの日本側資料がある。以下の資料は一般的に広く知られてはいるが，ここに提示したい。

資料 1. 1946 年，日本外務省によって出版され，戦後の領土処理に関する連合国の立場を打診するために在東京の外国代表部に送付された秘密のパンフレットの中にクリル列島の地図が掲載されている。色丹島と歯舞諸島が分離されている最初の地図には，国後島を含む全クリル列島が記されている。第 2 の地図ではクリル列島は南クリル（国後島や択捉島）と北クリル（他の全島）に分割されている。但し，**色丹島と歯舞諸島はクリル列島と違い，北海道と同色に着色されている**[37]。結論として，**当時日本は大クリル列島と小クリル列島（色丹島や歯舞諸島）を区別していたのである。**

資料 2. サンフランシスコ講和会議における 1951 年 9 月 7 日の吉田茂首相の発言の中ではクリル列島に，「北千島諸島」も「千島南部の二島，択捉，国後両島」が含まれていた[38]。吉田首相はクリル列島全体をサハリン島と同様に一つの領土として見なしていたが歯舞諸島と色丹島は明らかに区別していた。「千島列島および樺太南部は，日本降伏直後の 1945 年 9 月 20 日一方的にソ連領に収容されたのであります。また，日本の本土たる北海道の一部を構成する色丹島および歯舞諸島も終戦当時会々日本兵営が存在したためにソ連軍に占領されたままであります[39]」（下線—A. K.）。

資料 3. その後，国会における平和条約の批准に関する審議で吉田首相は議員からの質問に下記のように答弁した：「条約の規定により日本は千島列島，サハリン島等の領土に対する主権と権原を放棄した。従って，その領土はどう取り扱うか日本は介入する権利がないと思う[40]」。回顧録でも吉田首相は国後島と択捉島を南千島としている[41]。

Hosei University Repository

資料4. 1951年10月19日，国会におけるクリル列島の定義に関する質疑のなかで外務省条約局長西村熊雄は次のように答えている：平和「条約で規定するクリル列島の境は北千島諸島と南千島諸島を含む」[42]。

資料5. 主権回復後わずか数ヶ月で，議会の諸政党は一致して共同宣言を採択した。宣言は，米国が占領している沖縄，琉球，小笠原諸島とソ連が占領している色丹島と歯舞諸島の速やかな返還を実現すよう政府に促している。注目すべきことは南千島（国後島や択捉島）が要求のリストに入っていないことである。日本人研究者の独自の研究で，1951年9月から1955年8月まで日本政府は国後島や択捉島を係争中の領土に含めていなかった事実が証明されている[43]。

資料6. 日本，米国，仏国，英国の戦前のほぼ全ての地図，戦後は一部の地図と行政文書では国後島や択捉島は千島州に所属され，つまり，常にクリル列島とされていた。それと同時に歯舞諸島は常に北海道に所属し，色丹島は千島列島に移されたのは1885年のみであったが，その後北海道に属した[44]。

米国，ロシア，日本の三カ国の研究機関による共同プロジェクトが実施した公文書の分析によって，米国政府機関は「クリル列島」という地理的概念が次のとおりであると検証していた。すなわち，歯舞諸島は言うまでもなく，色丹島は高い確率でクリル列島には入っていない。一方，国後と択捉島は，クリル列島に属さないとする説得力のある根拠はないと判断した。米国はこの検証の結果に基づいて，日本が「南千島は常に日本の領土の一部であり，返還されるクリル列島に含まれてないことを条約で明確にする」[45]望みを日本に諦めさせたと思われる。ゆえにサンフランシスコ講話会議におけるダレス米国代表の1951年9月5日の発言の要点は以下である。「第2条（c）に記載された千島列島という地理的名称が歯舞諸島を含むかどうかについて若干の質問がありました。歯舞（のみ—A. K.）を含まないというのが合衆国の見解であります[46]）。国後島や択捉島は言うまでもなく，色丹島もクリル列島ではないという解釈も米国が放棄した。

「クリル列島」の概念が論争を引き起こすものであるなら，問題を解決する方法は二つしかない。国際司法裁判所の審理に付すか，論争を疑う余地のない

Hosei University Repository

問題，すなわち色丹島と歯舞諸島の帰属問題にするか。したがって，ロシアの基本的な立場を別の視点から検証したい。

1956年のソ日共同宣言は，N. フルシチョフの「先見の明がない主意論者的結果」ではなく，戦時にソ連が「定められたものより多く獲得した」事実をフルシチョフが間接的に承認したことと解釈することが適切であると考える。フルシチョフはスターリンの「ゆきすぎ」を事実上認めたからこそ，この「善意のしるし」を提起した。(47)

この島々に対する行政権は事実上ロシアが行使しているため，共同宣言第9条の解釈は変更する必要はないのである。

沖縄，小笠原諸島に対する主権を1972年に日本に返還した米国も，日本の対ロシア領土要求を支持しているにもかかわらず，日本に対する1955〜1956年のような脅迫の手段は有していない。(48)

上述した2点の中では，ロ日論争の結果がロシアにとって肯定的なものであっても，ロシアの極東における国境は公的かつ国際法的画定のないままに残る。より正確には，国際法上制限されたものになる。

国後島と択捉島を含むクリル列島に対するロシアの主権に関しては，前述したように日本以外クリル列島の一部を請求する国はない。

もう一つ根拠がある。日ソ関係研究者B. スラヴィンスキーはD. F. ダレス宛のA. ウオトキンス米上院議員の書簡の一部を引用している。その書簡には，本稿で取り上げている問題に一致する極めて興味深い国際法の規定が言及されている。「国際法では，武力によって征服された領土は平和条約でその領土を放棄することがないかぎり，またはこの領土を征服者が長期的に領有したことがないかぎり征服者の領土に併合された領土と認めることはない」(49)（下線—A. K.)。ロシアは後者に該当する。

もちろん，同じ根拠は，いかなる領土も引渡さないことを正当化するために利用することができるが，その場合，日本との平和条約の締結を期待する余地はなくなる。ゆえにロシアには選択肢があるのである。

Hosei University Repository

P. S. 横浜で開催されたAPEC会議の際，ロ日外相会談で前原氏は領土問題を議論する両国歴史研究者委員会を設立するというラヴロフ氏の提案を退けたのは賢明なことである。というのは，数十年に渡って様々な会議，委員会，ワーキンググループ内で外交官と国際政治専門家が議論した根拠にさらなる本質的な論拠の大幅な追加は考えられないからである。しかし，ロシアと日本だけでなく，第三国の最も権威ある専門家が参加する国際法の専門家委員会の設立は極めて有効で生産的なものになる可能性がある。領土紛争において両国は自国の立場を国際法を基盤として強調しているため，このような委員会の設立を退けることははるかに難しいものと思われる。

P.P.S. 日本との領土問題解決策を模索する際，歴史をたどることも有効なことである。1980年代に日本の研究者である和田春樹氏が提起し，その後ソ連・ロシアの日本研究者G. クナゼとA. ザゴルスキーが支持した領土問題解決のための｛二島＋α（アルファ）｝という妥協策を新たな観点から検討する必要がある。

この方策は必ずしも領土の譲渡だけを前提とするものではない。それは，1956年の共同宣言第9条の義務になんらかの追加的合意を考慮することができるように思われる。

「アルファ」として係争中の地域での漁業に関する特別合意または海域における排他的経済水域内資源の使用権を利用することが可能である。例えば，漁獲量規制を保持しながら魚介類を捕るための料金を第三国に対しては保持し，日本側の費用（「入漁料」）を放棄するなどの措置が考えられる。それは南クリルにおけるロシアの主権を全く反映しないのでロシアの政界も世論もこのような妥協に歩み寄ることは容易である。同じく追加処置として日本人のみがクリル列島南部のビザなし訪問を認めることも考えられる。

このような「アルファ」は平和条約の交渉の八方塞がりの現況を打破できるかもしれない。ただ，この「アルファ」は日本側に平和条約の調印する義務と引渡される「二島」に軍事基地を配備しない条件を伴うことは間違いない。

日本側はこの提案を受け入れないかもしれない。それはそれである。

Hosei University Repository

いずれにしてもロシア側にとっては有利なのである。というのも，妥協への新たな提案を提起することによってロシアは主導権を握るからである。世界にロシアの「善意」と妥協を模索する姿勢が示されるからである。そして，「ボール」が「日本のコート」に残る。

(1) http://www.ndl.go.jp/constitution/shiryo/01/002_46/002_46tx.html

(2) 議員について話すことは気まずい。彼らは時々驚くようなことを発言する。例えば，国家ドゥーマ議長であるB. グリズロフは2010年5月14日にクリル列島における「愛国主義観光地域」の設立という極めて風変わりなアイデアを提起する際，「我々にはとても将来性のある地域がある。それはクリル列島と日本側が話している4島である」(http://www.interfax.ru/news.asp?id=80994)。クリル列島と日本が要求する4島は別々の領土であると理解する必要があるのだろうか。

別の国家ドゥーマ議員，「統一ロシア」党中央委員会幹部会の書記であるV. ヴォロージンは2010年6月11日に「クリル列島問題が昔から解決済みであり」，それは今後，交渉する必要がないと呼掛けている。従って，政府議長，「統一ロシア」党のリダーであるV. プーチンがロ日間領土問題をお互いに受け入れる解決のために全力を尽くしている時，与党指導部の役人は全く違う立場に立っているとなる。

或はもう一つの逆説がある。2010年夏，クリル列島南部／北方領土が「違法占領された」日本の固有領土であるとして日本議会が採択した法律に関連する「スキャンダル」に対し，ロシア共産党と「統一ロシア」党の多くの議員で支持されたロシア自民党の国家ドゥーマの派閥はクリル列島を永遠にロシア領土として提言する「ロシア連邦に対する日本による領土請求について」の法案を採択しようと提案した。その際，ロシア憲法の国内法より国際法の優先を規定する第15-4条が忘れられている：「一般に承認された国際法の諸原理および諸規範ならびにロシア連邦の国際条約は，ロシア連邦の国際条約により法律に定められたものより別に規定が定められたばあい，国際条約の諸規定が適用される」(http://ci.nii.ac.jp/naid/110004299330)。

(3) http://www.mid.ru/brp_4.nsf/0/405983B2CBFA2D6FC32578B9002305A9

(4) http://forum-msk.org/material/fpolitic/4290347.html?pf=1#clisthttp:/

(5) http://www.premier.gov.ru/visits/world/6105/events/4159/

(6) http://en.wikipedia.org/wiki/Natalia_Narochnitskaya

(7) Нарочницкая Н.А. Япония и Россия: Кому по праву принадлежат Курилы（N. ナロチニツカヤ。日本とロシア：クリル列島は法的にどこに所属するのか.）——http://www.pravoslavie.ru/analit/global/kurily.htm; Курильские острова: проблема, созданная российским безволием（クリル列島：ロシア意志の弱さで創られた問題）.——http://www.pravoslavie.ru/analit/5152.htm; Курилы: тактика отстаивания или стратегия сдачи（クリル列島：堅持の戦術または開城の戦略）.——http://www.senat.org/vasilevsky/KURILS.html; Курилы——наша Родина（クリル列島は我々の故郷だ）.——http://viperson.ru/wind.php?ID=251519. 上記の全ての発表は事実上同様の根拠のセットであるため，具体的な引用を避ける。

Hosei University Repository

(8) http://www.ioc.u-tokyo.ac.jp/~worldjpn/documents/texts/docs/19450726.D1J.html
(9) http://www.ioc.u-tokyo.ac.jp/~worldjpn/documents/texts/docs/19450902.O1J.html
(10) 同上
(11) 同上
(12) http://rian.ru/politics/20110224/338236154.html
(13) http://www.unic.or.jp/information/UN_charter_japanese/#entry10
(14) *Byrnes* J. Speaking Frankly. N. Y., 1947, p. 225 (*Berton* P. The Japanese-Russian Territorial Dilemma: Historical Background, Disputes, Issues, Questions, Solution Scenarios. White Paper. Harvard University, Cambrige, December 1, 1992, p. 35. ちなみに，ジェームズ F. バーンズはソ連に領土譲渡の活発的なサポーターであった。
(15) Переписка Председателя Совета Министров СССР с президентами США и премьер-министрами Великобритании во время Великой Отечественной войны, 1941–1945 гг. Т. 2.——http://eroplan.boom.ru/bibl/stalin/sr/sr45_08.htm, № 366
(16) www.hist.msu.ru/ER/Etext/War.../berlin06.htm
(17) http://www.echo.msk.ru/blog/golovnin/727042-echo/
(18) http://www.ioc.u-tokyo.ac.jp/~worldjpn/documents/texts/JPUS/19510905.S1E.html
(19) http://www.ioc.u-tokyo.ac.jp/~worldjpn/documents/texts/docs/19450726.D1J.html
(20) http://ja.wikipedia.org/wiki/SCAPIN#SCAPIN-677
(21) 1951年9月3日の公式発表でD. F. ダレスは「ヤルタ協定による他の政府がソ連が実施しなかった権利を持つ限り，少なくともソ連が「真心こめて」協定に満足できる部分を請求することは疑わしい」と規定した。Курилы —— острова в океане проблем. РОСПЭН, М., 1998, с. 220.
(22) http://www.geocities.jp/nakanolib/joyaku/js27-5.htm
(23) 同上
(24) 同上
(25) www.ndl.go.jp/jp/data/publication/issue/pdf/0697.pdf
(26) http://www.geocities.jp/nakanolib/joyaku/js27-5.htm
(27) 特にこの問題に関するYu. バンドウウラ，K. チェレフコ，I. トイシェッキーの発言が有名である。Курилы——острова в океане проблем. РОСПЭН, М., 1998, сс. 203, 230, 231.
(28) http://www.hoppou.go.jp/library/document/data/19561019.html
(29) www.weblio.jp/content/clausla%20rebus%20sic%20stantibus
(30) http://dic.academic.ru/dic.nsf/dic_diplomatic/1049/REBUS
(31) http://www.hoppou.go.jp/library/document/data/19561019.html
(32) 日本の資料ではこの方式は「棚上げ方式」の名づかれている。
(33) http://www.hoppou.go.jp/library/document/data/19600127.html
(34) http://www.hoppou.go.jp/library/document/data/19600205.html
(35) 同上
(36) http://www.geocities.jp/nakanolib/joyaku/js27-5.htm
(37) *Kimie Hara*. Japanese——Soviet/Russian Relations since 1945. A Difficult Peace. N.Y., 2005, p. 27–28.

Hosei University Repository

(38) http://www.hoppou.go.jp/library/document/data/19510907.html

(39) 同上

(40) Р усская тихоокеанская эпопея. Хабаровск, 1979, с. 586.

(41) *Yoshida Shigeru*. The Yoshida Memoirs: The Story of Japan in Crisis. Boston, 1962, p. 256.

(42) Курилы——острова в океане проблем. М., 1998, с. 200.

(43) 梶浦敦，利害構造による北方領土返還要求の分析。国際関係論研究，1989年7号，三月，97-127頁。

(44) *Ю.М. Лужков, И. Б. Титов*. Курильский синдром. М., 2008, вкладка; Курилы——острова в океане проблем, с. 242.

(45) *Yoshida Shigeru*. Op. cit., p. 254.

(46) http://www.hoppou.go.jp/library/document/data/19510905-1.html

(47) フルシチョフの主意主義と短見は荒唐無稽の説に他ならない。鳩山一郎や河野一郎との交渉の速記録では，フルシチョフは論争の種は百も承知しており，宣言の第9条に関する適当でない解釈の可能性を見事に自覚していた。フルシチョフは大クリル列島と小クリル列島に関する学術，外交，秘密情報から必要な全ての資料を備えていたという臆説は尤もらしく見える。まさにこれらの情報に基づいて彼が1955年ロンドン交渉の際，小クリル列島の引渡し提案をするようにマリク大使に命令した。残念だがこの臆説を確認する資料がまだ見つかってない。

(48) 2010年9月日中領土紛争が深刻化した時，米国は東アジア地域における日米安保条約の効力範囲の公式的見解を発表した。条約第5条に応じて日本の行政監督下にある尖閣／ジャオユイダオ諸島はこの範囲に入っている。しかし，米国は「行政監督と主権は別々のことである」と指摘しながら，もっぱら「日中両国関係問題」であるこの島々の主権の問題に関するいかなるコメントもしないと発言した。南クリル／北方領土に関して米国は日本の対ロシア領土請求を支持している。ただ，この領土がロシアの行政監督下であるため日米安保条約の範囲に入っていない。(http://mdn.mainichi.jp/perspectives/column/archive/news/2010/09/20100930p2a00m0na003000c.html).

(49) *Славинский Б.* Ялтинская конференция и проблема «северных территорий». М., 1996, с. 177.